

本資料は公益社団法人日本青年会議所がご契約中の保険の概要を説明したものであり、ご契約の新規募集を行なうための資料ではありません。

【 お問い合わせ先 】 保険部会 日本 J C 事業賠償責任保険担当窓口

(株)第一成和事務所 千葉 雅史

担当 蛭名 (エビナ)・北川 (キタガワ)

Tel: 03-5645-1071

Fax: 03-3667-9037

E-Mail : ebina@d-seiwa.co.jp kitagawa@d-seiwa.co.jp

日本総合保険企画(株) 葛石 賢秀

担当 永岑 (カミネ)

Tel: 0877-33-0111

Fax: 0877-33-4405

日商保険コンサルティング(株) 橋本 庄蔵

担当 永江 (カエ)

Tel: 0942-34-3311

Fax: 0942-39-8561

日本 J C 事業賠償責任保険について

1. この保険の補償内容

日本国内及び海外において、日本青年会議所及び会員会議所の主催・共催する行事開催中に生ずる偶発の事故及びその行事において提供した飲食物によって生ずる偶発の事故、又は事業遂行上、会議所が第三者より有料貸借にて保管管理中の物に生ずる偶発の事故等で、**他人**の生命もしくは身体又は財物に損害を与えたことにより、日本青年会議所及び会員会議所が法律上の賠償責任を負うことによって被る損害賠償金の損失を補償します。

◆上記の**他人**とは、

① NOM、LOM の主催・共催する行事に、単に参加者として参加する J C 会員

② 一般の行事参加者 (J C メンバーの家族・インストラクターを含む)

③ 観覧者

④ J C 会員でないボランティアの方

が可能性のある方として該当します。

※当該行事の主体者となる J C 会員は他人ではありません。

◆保険金の内訳

① 損害賠償金

② 損害防止費用

③ 権利保全行使費用

④ 緊急措置費用

⑤ 協力費用

⑥ 争訟費用

※傷害保険とはお支払する保険金が異なります。

◆被保険者

日本青年会議所及び会員会議所の事業主催者、責任者及び指導者とし、保険事故が発生した際、保険会社に保険金を請求し、これを受け取る権利を有します。

※ J C 会員個人のリスクはお支払対象とはなりません。

◆保険料

会員会議所等の保険料負担はありません。

LOMサービスの一環として(公社)日本青年会議所が全額を負担致します。

2. この保険の仕組み（保険金額・免責）

<国内>

特別約款	補償区分	てん補限度額(千円)			免責金額(千円)
		一事故につき	1名につき	保険期間中	
施設所有者 管理者	身体	1,000,000	200,000		0
	財物	1,000,000			0
生産物	身体	1,000,000	200,000	1,000,000	0
	財物	1,000,000			0
受託物※	財物	10,000		10,000	100

※他人の財物を有償で受託したもの

<海外>

日本青年会議所（地区、ブロックを含む）の主催・共催する海外での行事の場合が対象です。

会員会議所が単独で行なう海外事業は対象外ですのでご注意ください。

食中毒危険、受託管理物（1事故50万円限度）も対象に含まれます。

特別約款	補償区分	てん補限度額(千円)			免責金額(千円)
		一事故につき	1名につき	保険期間中	
海外CGL※	身体・財物 共通	100,000	20,000	100,000	0

※CGLとは Comprehensive General Liability Insurance Coverage Part（総合賠償責任保険）の略称であり、身体障害・物的損害事故を包括的にカバーする保険です。国内同様に1つの保険証券で、施設所有（管理）者・生産物・受託物の対象となる事故を包括的にカバーしています。

3. この保険の対象となる行事の条件

日本青年会議所または会員会議所が予め承認した全ての事業とし、客観的に証する書類を必要とします。2007年度より「日本JC事業賠償保険用報告用紙」の提出は不要となっております。

4. この保険の有効期間

2013年1月1日午後4時から2016年1月1日午後4時までの1年間
(2015年1月1日から2016年1月1日は第3保険年度になります。)

5. 問い合わせ

この保険の内容につき、ご不明な点は下記までご連絡ください。

保険部会 日本J C事業賠償責任保険担当窓口

(株)第一成和事務所 千葉 雅史 担当 蛭名 (ヒビナ)・北川 (キカワリ)

TEL 03-5645-1071 FAX 03-3667-9037

日本総合保険企画(株) 葛石 賢秀 担当 永岑 (カミネ)

TEL 0877-33-0111 FAX 0877-33-4405

日商保険コンサルティング(株) 橋本 庄蔵 担当 永江 (カガエ)

TEL 0942-34-3311 FAX 0942-39-8561

6. 事故発生の際の対応

ホームページ掲載の、お近くの保険部会メンバー或いは保険会社サービスセンターに事故内容の報告をして指示を受けてください。

《ご注意》

本保険制度は、賠償事故に対する保険です。法律上の賠償責任が発生しない事故に対しては保険金が支払われません。

単なる傷害（ケガ）事故でも補償が必要な場合は、別途「傷害保険」に加入する必要があります。

Q&A

Q1) この保険には、あらためて各行事ごとに加入手続きが必要ですか？

A1) 不要です

LOM サービスの一環として日本青年会議所が保険料全額負担しております。
ただし、LOM が単独で行う海外事業は対象外ですのでご注意ください。

Q2) この保険には、NOM、LOM のメンバーのケガに対する補償はありますか？

A2) ありません

この保険は傷害保険ではなく賠償責任保険です。NOM、LOM が加害者となり法律上の賠償責任を負うことによって被る損害賠償責任の損失を補償するものです。

Q3) 補償対象となる事故の場合、損害賠償金として全額補償されますか？

A3) されないケースもあります

被害者の方に過失がある場合、その分過失相殺されます。

Q4) 被害者との示談代行はありますか？

A4) ありません

被害者の方との直接示談代行はできません。ただし、事故解決に向けたご相談、アドバイスはさせていただきます。

Q5) 行事のために無償で受託した（借りた）物に対する補償はありますか？

A5) ありません

有償にて受託した（借りた）物に対する補償はあります。ただし、自己負担額が 100 千円となっております。ご注意ください。

Q6) 行事を行うために借用した建物に損傷をあたえてしまった場合の補償はありますか？

A6) あります

建物およびそれに付随する什器、備品が対象となります。ただし、自己負担額が 100 千円となっております。また、建物を伴わない広場などの土地スペースは対象外となります。ご注意ください。

Q7) 主催・共催団体に名を連ねる行事でないと補償対象となりませんか？

A7) そんなことはありません。補償対象となるケースもあります

企画立案の段階より携わり実質的な主催・共催者であると判断されれば補償対象の行事と解釈します。

Q8) 管理財物という免責条項（補償対象外）とは？

A8) 行事事業遂行する対象物に対する損害は免責条項（補償対象外）に該当し、保険金がお支払いできません。

例) 清掃活動行事において、清掃（窓ふき）するガラス自体を破損させた場合、行事事業遂行する対象物として免責条項に該当しますので保険金がお支払いできません。

事故事例集

No.	事故日	担保種類略称	支払保険金	事故内容
1	H25.05.19	受託者賠償	315,800	受託していた折りたたみの机を運ぶ際に損傷させた
2	H25.05.19	受託者賠償	15,500	受託して使用したワイヤレスマイクを落として破損させた
3	H25.02.10	業務遂行賠償	941,833	借用施設内の芝生や車止めブロックなどを破損させた
4	H25.02.08	業務遂行賠償	277,360	立てかけられていた板を倒し停車中の車両の窓ガラスを損傷させた
5	H25.01.19	業務遂行賠償	1,821,000	スタッフが席を立った際に台の上の壺に接触し落下させ割ってしまった
6	H24.11.17	受託者賠償	268,550	借用自動車を損傷させた
7	H24.08.04	施設賠償	74,928	主催行事中のテント片付の際、強風にあおられテント足部分が駐車車両に接触し傷を付けた
8	H24.05.26	業務遂行賠償	2,783,169	借用しているステージ上の暗幕を汚損させた
9	H23.11.20	施設賠償	148,145	サッカー大会の駐車場で、看板が倒れ駐車車両を破損させた
10	H23.11.12	業務遂行賠償	2,309,095	青年会議所主催の花火大会で、花火の灰がレタス畑を汚損させた
11	H23.07.08	受託者賠償	229,700	借用しているステージで椅子等を壊された
12	H23.08.24	施設賠償	1,019,262	台車のステージより、被害者が落下し負傷した
13	H23.05.07	業務遂行賠償	11,590	開会式の誘導ミスで参加者（子供）同士が衝突し負傷した
14	H22.11.21	施設賠償	66,150	ミュージカルの上演後、舞台セットの片付中にセットが倒れ施設保管のライトが破損した
15	H22.07.14	業務遂行賠償	29,720	イベント参加者が置いていたカメラを壊してしまった

日本JC事業賠償責任保険仕様書

施設賠	①施設所有（管理）者責任、および業務遂行危険担保 ②漏水担保 ③来訪者財物損害担保 ④借用イベント施設損壊担保	○ 1事故・期間中1,000万円限度。 ○ 1事故でん補限度額5,000万円。免責1事故10万円。
生産物	①飲食物提供における食中毒等を担保 ②行事（仕事）の結果責任を担保 ③追加記名被保険者特約 ④生産物自体の損害	○ 全会員会議所のリスト添付要。 ○ てん補限度額は1事故・保険期間中1,000万円。
受託物	①行事のために有償にて受託した物への賠償責任担保 ②行事のために受託したものの内、動物・植物も担保 ③漏水担保（受託者用）	○ てん補限度額は300万円。
共通	①身体障害および財物損壊担保 ②保険料確定特約 ③共通でん補限度額 ④追加記名被保険者特約 ⑥人格権侵害担保 ⑦広告宣伝活動による権利侵害担保 ⑧被害者治療費等担保 ⑨使用不能損害拡張担保 ⑩初期対応費用担保 ⑪訴訟対応費用担保	○ ただし、受託者については財物損壊のみ。 ○ ただし、直近把握可能な決算データの提出により年払保険料を領収。 ○ 証券総てん補限度額10億円。 施設所有（管理）者、生産物 については 1名2億円、1事故10億円、期間中10億円、免責0万円。 受託者については1事故保険期間中1,000万円限度。 ○ 全会員会議所のリスト添付要。 ○ 1名100万円、1事故1,000万円、保険期間中1,000万円。 ○ 1名100万円、1事故1,000万円、保険期間中1,000万円。 ○ 死亡・後遺障害 1名50万円、1事故1,000万円、保険期間中1,000万円。 入院 1名10万円、1事故1,000万円、保険期間中1,000万円。 ○ 1事故100万円、保険期間中1,000万円。 ○ 1事故100万円、保険期間中1,000万円。 ○ 1事故100万円、保険期間中1,000万円。

<p>その他 仕様</p>	<p>(1) 今回適用させていただくMSLP約款では以下の通り定めております。 「会員は使用人には該当しない」との整理をさせていただきます。逆に、被保険者には該当しないため、会員個人のリスクについてはお支払対象となりません。</p> <p><MSLP約款抜粋></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被保険者の範囲)</p> <p>第1条 この保険契約において、被保険者とは次の者をいいます。ただし、責任無能力者を含みません。</p> <p>(1) 保険証券に記載された記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）</p> <p>(2) 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関（ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り。）</p> <p>(3) 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員（ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り。）</p> <p>(4) 記名被保険者の使用人（ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り。）</p> </div> <p>(2) 賠償責任保険ですので示談代行は行えませんが、事故解決に向けたご相談、アドバイスはしっかりと実施させていただきます。</p>
<p>CGL</p>	<p>被保険者は日本青年会議所。追加被保険者として全会員青年会議所。 追加被保険者特約であり、会員青年会議所が単独で行う海外事業については対象外。 追加記名被保険者特約とする場合には、海外事業を行う会員会議所の海外事業費が必要となります。</p>